

議会改革検討委員会日程（第1回）

平成27年10月2日（金）
午後2時 502会議室

- 1 検討委員会の運営について
 - (1) 検討委員会の位置付け及び運営要綱について
 - (2) 今後の検討委員会の運営について

- 2 その他

川崎市議会議会改革検討委員会の設置について

(設置)

- 1 川崎市議会会議規則(昭和31年川崎市議会規則第1号)第131条第2項の規定に基づき、次のとおり協議等の場を臨時に設置する。

(名称)

- 2 前項の協議等の場の名称は、川崎市議会議会改革検討委員会(以下「検討委員会」という。)とする。

(目的)

- 3 検討委員会は、議会改革に関する諸事項について協議又は調整を行う。

(構成員)

- 4 検討委員会は、会派から選出された議員により構成する。

(招集権者)

- 5 検討委員会は、委員長が招集する。

(設置期間)

- 6 検討委員会の設置期間は、議員任期満了の日までとする。

川崎市議会議会改革検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）第131条第4項の規定に基づき、川崎市議会議会改革検討委員会（以下「検討委員会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、議長からの協議依頼に基づき、議会改革に関する諸事項について、協議又は調整を行う。

(組織等)

第3条 検討委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員4人をもって組織する。

2 委員長は議長会派から、副委員長は副議長会派からそれぞれ選出し、委員は各会派から1人ずつ選出する。

3 会派は、委員長、副委員長及び委員を選出又は変更しようとするときは、議長に届け出るものとする。

4 委員長、副委員長及び委員の任期は、検討委員会の設置期間とする。ただし、補欠委員（委員長及び副委員長を含む。）の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、検討委員会を総理し、検討委員会を代表する。

6 委員に事故等があるときは、当該委員の属する会派は、代理の議員を出席させることができる。この場合において、代理者の出席は、次条第2項に規定する委員の出席とみなす。

(運営等)

第4条 検討委員会は、委員長が招集し、その議事を主宰する。

2 検討委員会は、原則として、委員全員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員長は、必要に応じて、検討委員会の了承を得て、関係者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

5 検討委員会の進行及び取りまとめについては、原則全会一致による。ただし、意見の一致に至らない協議項目については、委員の意見をもって取りまとめに代える。

6 検討委員会は、原則公開とし、一般傍聴及び記者傍聴の取扱いは、常任委員会の例による。

7 検討委員会における議員傍聴については、これを認める。

(結果等の報告)

第5条 委員長は、協議の経過及び結果について、議長に報告する。

(記録)

第6条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 記録の作成方法は、常任委員会の例による。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、議会局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成27年9月11日から施行する。

川崎市議会議会改革検討委員会名簿

(平成27年9月15日以降)

- ◎ 委員長 橋本 勝 議員
- 副委員長 吉岡 俊祐 議員
- 委員 青木 功雄 議員
- 浜田 昌利 議員
- 岩隈 千尋 議員
- 勝又 光江 議員

議会改革検討委員会協議項目

1 前期からの申し送り事項

- 会期の見直し

2 議会運営委員会で提案された事項

- 議決事項の見直し
- 市民（議会）報告会の検討
- 常任委員会における重点調査項目の選定
- 水道企業団議会、後期高齢者医療広域連合議会、競馬組合議会の各議会における審議状況等の常任委員会への報告
- 委員会資料の事前配布の検討
- 特別委員会の設置
- 常任委員会の所管局の見直し
- 文書質問制度
- 議案の提出のあり方（指定管理議案など）
- 公聴会、参考人制度の活用ルール化の検討
- 同意人事案件への議会の関与のあり方
- 委員会への資料提出のあり方
- 請願、陳情審査の結論のあり方
- 請願、陳情の意見陳述の機会の付与